# 秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

両締約国 政府の間で交換される秘密軍事情報の相互保護を確保することを希望して、

(以下「両締約国政府」といい、

個別に「締約国政府」という。)は、

日本国政府及び大韓民国政府

次のとおり協定した。

第一条 目的

両締約国 一政府は、 この協定の規定が各締約国政府の施行されている国内法令に合致する限り、 当該規定に

従って、

秘密軍事情報の保護を確保する。

第二条 定義

この協定の適用上、

(a) 「秘密軍事情報」 とは、 日本国政府若しくは大韓民国政府の権限のある当局により作成され、それら

子、 の情 家安全保障のために保護を必要とするものをいう。 の使用のために作成され、 報が 磁気若しくは文書の形態又は装備若しくは技術の形態をとることができる。 秘密軍事情報であることを識別するための適当な表示を付す。 又はそれらにより保持されている防衛関連情報であって、 その情報には、 秘密指定及び、 その情報は、 必要な場合には、 各締約国政府の国 П 頭、 映像、 そ 電

- (b) 「提供締 約国 [政府] とは、 秘密軍事情報を提供する締約国政府をいう。
- (d) (c) う。 「受領 権 限 締約 のある当局」とは、 国 政 府 とは、 防衛関連情報の保護について責任を有する当局として、 提供締約 国政府から提供される秘密軍事情報を受領する締約国政 締約 国 政 府 府を
- 経路を通じて、 て指定される当該締約国 その権限の 政 ある当局を通報する。 府 の機関 をいう。 方の: 締約 国政 分府は、 他方の締約 国 政 府に対し、 外交上の によっ
- (e) て、 秘密軍 秘 密軍 事情報を確実に取り扱うための 事情報取 扱資格」 とは、 各締約 国政 ものをいう。 府の適当な手続に従って個人に付与される適格性であっ

第三条 国内法令

1

に影響を及ぼす当該国内法令のいかなる変更についても、 の施行されている国内法令について通報する。 方の締約国政府は、 要請があったときは、 他方の締約国政府に対し、 方の締約国政府は、 他方の締約国政府に対して通報する。 この協定の下での秘密軍事 秘密軍事情報の保護に関する自国 情報  $\mathcal{O}$ 保護

第四条 秘密軍 事情 報 の秘密指定及び表示

密軍 事 情報には、 次の か の秘 密指定を表示する。

7

ず

ħ

1

秘

- (a) 日 本国 政 府につい 、ては、 極秘」、 「特定秘密」 又は 秘
- (b) 大韓民国 政府については、 「군사Ⅱ급비밀」 又は 「군사Ⅲ급비 밀
- 2 受領締: 約 国 政 府 は 提供された全ての秘密軍事 情報に提供締約 国 政 府名及び受領締約国 一政府の対応する

秘 密 指定を表示する。 対応する秘密指定は、 次  $\mathcal{O}$ とおりとする。

極秘 日 本国 /特定秘 密 군사Ⅱ급비밀 大韓民国 SECRET 注 英語にお いて相当する語

3 受領締約国政府が作成する文書又は媒体であって、 提供締約国政府から提供された秘密軍事情報を含む

秘

군사Ⅲ

급비

CONFIDENTIAL

ものには、 適当な秘密指定を表示し、 また、当該文書又は媒体が提供締約国政府から提供された秘密軍事

情報を含むことを識別するための表示を付す。

#### 第五条 補足実施取 決め

この協定に基づく補足実施取決めは、 両締約国政府の権限のある当局により作成することができる。

第六条 秘密軍: 事情報を保護するため 0 原 則

分府は、 提供された秘密軍 情報を保護するため、 次の事

事

項を確保する。

両

締

約国

政

(a) 受領 締約 国 政 分府は、 提供締約国 政 府  $\mathcal{O}$ 事 前  $\mathcal{O}$ 書面による承認を得ることなく、 第三国  $\overline{\mathcal{O}}$ 政 府、 個人、

企業、 機 関 組織 又は 他  $\mathcal{O}$ 団体に対 Ĺ 当該秘· 密軍 事 情報を提供しないこと。

- (b) 府により与えられてい 受領 締 約 国 政 府 は、 自 る保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること。 国 の施行されてい る国内法令に従い、 当該秘密軍 事情 報について提供締 約 国政
- (c) 供された目的以外 受領締約国政府は、 の目的 提供締約国 のために、 政府の事 当該秘密軍 前 の書面による承認を得ることなく、 事情報を使用しないこと。 当該秘密軍事情報が提
- (d) 受領締約国政府は、 自国 の施行されている国内法令に従い、 当該秘密軍事情報に関係する特許権、 著

作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守すること。

- (e) 報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持すること。 当該秘 密軍事情報を取り扱う政府の各施設が、 秘密軍事情報取扱資格を有し、 かつ、 当該秘密軍事情
- (f) 該秘密軍 各締約国 事情報の 政府は、 識 当該秘密軍事情報の配布及び当該秘密軍事情報への 別、 所在、 目録及び管理の手続を設定すること。 アクセスを管理するために、 当
- (g) 指 国 政府 定の 提供 は、 1 締 か 約 国政府 提供締約国 なる変更につい は、 政府、 当該秘密軍事情報であって、 ても、 からの 受領締約国政府に対して書面により速やかに通報すること。 その通報に従い、 受領締約国政府に対して以前に提供したもの 当該秘密軍事情報の 秘密指定を変更すること。 受領締約  $\mathcal{O}$ 秘密
- (h) て、 受領 適当なときは、 締 約国 政府 は、 次のいずれかの措置をとること。 当該 秘密軍事情報が 提供された目 的 のために必要とされなくなった場合におい
- (i) 当該秘密軍事情報を提供締約国政府に返還すること。
- (ii) 第十三条の規定及び自国 第七条 秘密軍 事情報への職員のアクセス の施行されている国内法令に従って当該秘密軍事情報を破壊すること。

- 1 1 かなる政府職員も、 階級、 地位又は秘密軍事情報取扱資格のみにより、 提供された秘密軍事情報 .. の
- ア クセスを認められてはならな
- 2 提供された秘密軍事情報へのアクセスは、 政府職員であって、 職務上当該アクセスを必要とし、 かつ、
- 受領締約国政府 の施行されている国内法令に従って秘密軍事情報取扱資格を付与されたものに対してのみ
- 認められる。
- 3 両 締 約 国 政府 は、 政府職員に秘密軍事情報取扱資格を付与する決定が、 国家安全保障上の利益と合致
- 及び当該政府職員が提供された秘密軍事 情報を取り扱うに当たり信用できかつ信頼し得るか否かを示
- す全ての入手可能な情報に基づき行われることを確保する。
- 4 いることを確保するために、 提供された秘密軍事 情報 適当な手続が、  $\mathcal{O}$ ア クセスを認められる政府職員に関して、 両締約国政府により自国 [の施行されている国内法令に従って 3に規定する基準が満たされて
- 5 方の締約国政府の代表者が他方の締約国政府の代表者に対し秘密軍事情報を提供する前に、

実施される。

玉 政府は、 提供締約国政府に対し次の事項についての保証を与える。 受領締約

- (a) 受領 締約 国政府の代表者が、 必要な水準 の秘密軍 事情報取扱資格を有すること。
- (b) 受領 締 約 国 政 府の代表者が、 公用の目的 でアクセスを必要とすること。
- (c) 受領締約 国政府 は、 自国 の施行されている国内法令に従い、 当該秘密軍 事情報について提供締約国政

府 により与えられてい る保護と実質的に同等の保護を与えるために適当な措置をとること。

#### 第八条 訪問

締約 域内 訪問を行う締約 1 るものを訪問するため 水 方の締: 準 に 玉 政 所在する施設を訪問するため  $\mathcal{O}$ 府 秘 密 は、 約 国 軍 国 事 訪問 政 政 情 府 先 府 報 0 に  $\mathcal{O}$ 代 の関係する権限  $\mathcal{O}$ 許可 うい 施設に対し、 表者が、 は、 て助言する責任を有する。 他 公用  $\mathcal{O}$ 方 のある当局により、 訪問 許  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 締約! 可 目 案 は、 的 国  $\mathcal{O}$ 主題、 当 該 政 ために必要なもの 府  $\mathcal{O}$ 方の: 範囲 施設であって、 両締: 締 訪問を受ける締約国政府の関係する権限 「及び訪問者に対して提供することができる最も高 約国 約国 政 政 に限定される。 府の代表者による訪問 府  $\mathcal{O}$ 秘密軍事 みにより与えら 情報 方の  $\mathcal{O}$ ń 締約 アク る。  $\mathcal{O}$ ため セスを必要とす 玉 訪 政 問 府  $\mathcal{O}$ 0 申 を受ける  $\mathcal{O}$ ある当 玉 請 は、  $\mathcal{O}$ 領

### 第九条 秘密軍事情報の送付

局に対して提出され

秘密軍事情報は、 政府間の経路を通じて両締約国政府間で送付される。 受領締約国政府は、 送付に際し、

当該秘密軍事情報の保管、管理及び秘密保持について責任を負う。

#### 第十条 施設の保安

方の締約国政府は、 提供された秘密軍事情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有する

とともに、各施設について、 当該秘密軍事情報の管理及び保護の責任及び権限を有する適格な政府職員を指

名することを確保する。

#### 第十一条 保管

両締: 約国政 が府は、 第七条及び第十六条の規定に従ってアクセスを許可された個人のみがアクセスすること

が確保されるような方法により、 提供された秘密軍事情報を保管する。

第十二条 秘密軍事情報が送付される間の秘密保持の義務

送付される間の秘密軍事情報の秘密保持に関する最低限の義務は、 次のとおりとする。

- (a) 秘密指定された文書及び媒体
- (i) 秘密軍事情報を含む文書及び媒体は、二重の封印された封筒であって、 内側の封筒に当該文書又は

媒体 該権 限 の秘密指定及び受領することが予定される権限のある当局の住所のみを記載し、 のある当局の住所、 提供する権限のある当局の住所及び適当な場合には登録番号を記載したも 外側の封筒に当

(ii) 提供 同封される文書又は媒体の秘密指定は、 統約 国 政 府の定められた規則及び手続に従って送付される。 外側 の封筒には表示してはならない。 封印された封筒は、

のに

より送付される。

- (iii) れ、 提供する権限 受領 また、 証 が 同  $\mathcal{O}$ 封される文書又は媒体の受領証は、 両締約| ある当局に返送される。 国 政府間で送付される秘密指定された文書又は媒体を含む包みのために用意さ 最終的に受領する権限のある当局により署名され
- (b) 秘密指定された装備
- (i) アクセスを防止するために、 により送付され、 秘密指定された装備 又は確実に包装され、 は、 その細 継続的な管理の下に置かれる。 部が識別されることを防止するために、 若しくは保護されるとともに、 許可されてい 封印され、 ない個人による 被覆された車両
- (ii) 発送を待つ間、 一時的に保管されなければならない秘密指定された装備は、 当該装備の秘密指定の

水準に応じた保護を与える保管区域に置かれる。 許可された職員のみが、 当該保管区域へのアクセス

を有するものとする。

(iii) 受領証は、 秘密指定された装備が送付されている間にその管理者が変わる場合には、 その都度取得

る。

(iv)

受領

証は、

最終的に受領する権限のある当局により署名され、

提供する権限のある当局に返送され

される。

(c) 電子的送付

電子的手段により送付される秘密軍事情報は、 送付される間、 当該秘密軍事 情報の 秘密指定の 水準に

照らし適当な暗号を使用することにより保護される。 秘密軍 事 情報の 処 理、 保管又は送付を行う情報制

度は、 当該制度を採用する締約国政府の適当な当局により、 秘密保持につい ての認定を受ける。

**第十三条** 破壊

1 両締約| 国政府は、 焼却、 破砕、 パ ルプ化又は提供された秘密軍事情報の全部若しくは一部の復元を防止

する他の方法により、秘密指定された文書及び媒体を破壊する。

2 両 ·締約 国政府は、 提供された秘密軍事情報の全部又は 一部の復元を防止するために、 秘密指定された装

備を見分けがつかないまでに破壊し、又は当該装備を変更する。

#### 第十四条 複製

指定された文書又は媒体の原本と同 密表示についても複製する。 両 締 約国 政 府 は、 秘密指定された文書又は媒体を複製するときは、これらに付されている全ての原本の秘 両締 約国 じ管理 政 分府は、 の下に置く。 このような複製された秘密指定された文書又は媒体を、 両締約国政 分府は、 複製物の数を公用  $\mathcal{O}$ 目的  $\mathcal{O}$ ため 秘 É 密

#### 第十五条 翻訳

必要とされる数に限定する。

締約国政府の秘 ともに、 取扱資格を有する個人により行われることを確保する。 両 締 約国 その配布を管理する。 政 府 密軍 は、 事情報を含むことを示す適当な注釈を翻訳された後の言語により付すものとする。 提供された秘密軍 当該翻訳には、 事 情報の全ての翻 適当な秘密指定を付すものとし、 訳が、 両締約国 第七条及び次条の規定に従って秘密軍 政 分府は、 複製物の数を最小限にとどめると カゝ つ、 文書又は媒体が提供 事 情報

契約企業への秘密軍事情報の提供

第十六条

じ。)に対し提供する前に、 受領締約国政府は、 提供締約国政府から受領する秘密軍事情報を契約企業(下請契約企業を含む。以下同 自国の施行されている国内法令に従い、 次の事項を確保するために適当な措置

(a) いかなる個人も、 階級、 地位又は秘密軍事情報取扱資格のみにより、 当該秘密軍事情報へのアクセス

を認められないこと。

をとる。

(b) 契約企業及び契約企業の施設が、 当該秘密軍事情報を保護する能力を有すること。

(c) 職務上当該秘密軍事情報へ のアクセスを必要とする全ての個人が、 秘密軍事情報取扱資格を有するこ

<u>ا</u> -

- (d) 秘密軍事情報取扱資格が、 第七条に規定する方法と同様の方法により決定されること。
- (e) ることを保証するために、 当該秘密軍事情報へのアクセスを認められる個人に関して、 適当な手続が実施されること。 第七条3に規定する基準が満たされてい
- (f) 当該秘密軍事情報へのアクセスを有する全ての個人が、 当該秘密軍事情報を保護するための責任につ

いて通知されること。

- (g) 確 保するために、 受領締約国政府は、 当該秘密軍事情報が保管され、 当該秘密軍事情報がこの協定において求められているとおりに保護されることを 又は当該秘密軍事情報へのアクセスが行われている契
- 約企業の各施設において、 最初の及び定期的な保安検査を実施すること。
- (i) (h) 秘密軍 当該秘密軍事情報へのアクセスが、 事 情報取扱資格を有し、 かつ、 職務上当該アクセスを必要とする個人に限定されること。 当該秘密軍事情報にアクセスすることを許可されている個人の
- 登録簿が、 各施設において保持されること。

情報の管理及び保護の責任及び権限を有する適格な個人が、

(j)

当該秘密

軍

事

- (k) 当該秘密 密軍事 情報が、 第十一条に規定する方法と同様の方法により保管されること。
- (1)当該秘 密軍事 情報が、 第九条及び第十二条に規定する方法と同様の方法により送付されること。
- (m)秘密指定された文書及び媒体並びに秘密指定された装備が、 第十三条に規定する方法と同様の方法に
- より破壊されること。
- (n) 秘密指定された文書及び媒体が、 第十四条に規定する方法と同様の方法により複製され、 及び管理の

下に置かれること。

指名されること。

(0)当該秘 密 軍事情報  $\mathcal{O}$ 翻 訳が、 前条に規定する方法と同様の方法により行われ、 かつ、 複製物が、

方法により取り扱われること。

第十七条 紛失及び漏せつ

性に 提供 . つ 締約 ١ ر . て 直 国 らたに 政 府 は、 . 通 知され、 提供 ľ た秘密 受領締: 軍 約 事 国 情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの 政 府は、 状況を特定するために調査を開 始する。 受領 あらゆる可能 締 約 玉 政 府

る。

は、

提

供

締

約

国

政

が府に対り

Ļ

当該

調

査

の結果及び再発を防止するためにとられる措置に

関する情報を送付

す

第十八条 秘密保持に係る代表者による訪問

後に、 合理的 視察することを目的として、 進することができる。 前 記 他方の締約国政府を訪問することが許可される。一方の締約国政府は、 な程度に同等の  $\mathcal{O}$ 秘 密保持に関する義務の履行 このため、 ものとなることを達成するために、 相互に合意する場所において、 方の締: は、 約 両 国 締 政 約 府 玉  $\mathcal{O}$ 政 秘密保持に係る代表者は、 府 0) 秘密保持の手続について議 秘 及び相互に満足する方法により、 密保持に係る代表者による相互 他方の締約国 それぞれの 論 秘密保持 訪 政府によ 及びその 事 問を通じて促 前  $\mathcal{O}$ の提供 実施 協 制 議 度が を  $\mathcal{O}$ 

された秘密軍事情報が適切に保護されているか否かについて、 秘密保持に係る代表者が決定するに当たり支

援する。

#### 第十九条 費用

各締約国政府は、 自国 の施行されている国内法令に従い、その予算の範囲内で、この協定の実施に要する

各自の費用を負担する。

#### 第二十条 紛争解決

この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、 両締約国政府間の協議によってのみ解決されるもの

とする。

1

2 1 の規定による紛争の解決の間、 両締約国政府は、 提供された秘密軍事情報を引き続きこの協定に従っ

て保護する。

## 第二十一条 効力発生、改正、有効期間及び終了

1 この協定は、それぞれの締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の要件が

満たされたことを確認する書面による通告を外交上の経路を通じて行った日のうち、 いずれか遅い方の日

#### に効力を生ずる。

- 2 この協定は、 両締約国政府の書面による同意によりいつでも改正することができる。
- 3 この協定は、 一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意

思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、 その効力は、毎年自動的に延長され

る。

4 この協定の終了の後においても、 この協定に従って提供された全ての秘密軍事情報は、 引き続きこの協

定の規定に従って保護される。

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

一千十六年十一月二十三日にソウルで、英語により本書二通を作成した。

大韓民国政府のために

日本国政府のために